

学校運営協議会委員への回答について

1 回答内容

前回からの協議を踏まえ、以下の区分にて回答する。

(1) 提出意見課題一覧【資料1】

(2) 提出意見提案・要望一覧【資料2】

付随して「塩船・吹上地区等の変更【資料3】」「新町3丁目の変更【資料4】」

(3) 小中一貫教育の推進について【第15回審議会資料4-2 青梅市における小中一貫教育の推進について】

(4) 審議会所掌外の意見について【資料5】

事務局から市関連部署に情報共有し、市内部で並行して検討中

2 回答方法

本日の審議会での協議内容を踏まえ、1の回答内容を郵送にて送付

3 回答先

学校運営協議会委員の任期は1年となり、毎年度委嘱を行っている。大多数の委員について変更がないが、まずは令和7年度の学校運営協議会委員に回答する。

4 その後の対応

令和8年5月に予定している学校運営協議会全体の説明会の場にて回答内容について、事務局から説明を行う。その中で付随する意見については、審議会に報告を行う。